

【令和2年5月1日～令和3年3月31日任用】

大阪市家庭児童相談員（会計年度任用職員）の募集について

大阪市内の区保健福祉センターで勤務する家庭児童相談員（会計年度任用職員）の任用候補者を決定するため、任用候補者登録試験を行います。

《募集人数》

任用区分：家庭児童相談員（Ⅰ） 3名

任用区分：家庭児童相談員（Ⅱ） 10名

※令和2年2月7日時点での募集人数になります。今後募集人数が増加する場合があります。詳しくは大阪市HPをご覧ください。

《業務内容》

任用区分：家庭児童相談員（Ⅰ）

区保健福祉センター（子育て支援室）において、心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係など家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務に従事する。

任用区分：家庭児童相談員（Ⅱ）

家庭児童相談員（Ⅰ）の家庭児童相談業務に加え、児童虐待防止に関する業務、要保護児童等の調査・評価（アセスメント）、要保護児童対策地域協議会関係業務に従事する。

《受験資格》

次の（1）、（2）の要件を満たす者がこの試験を受けることができます。

（1）以下のいずれかに該当する者

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
2. 医師
3. 社会福祉士
4. 社会福祉主事として、2年以上児童福祉業務に従事した者
5. 1～4に準ずる者であって、家庭児童相談員として必要な学識経験を有する者

※ 上記に該当するものの例として、幼稚園・小学校・中学校・養護教諭、保育士、保健師、看護師、助産師、臨床心理士、臨床発達心理士等があります。

※ 1については、令和2年3月卒業見込みの者も受験できます。

（2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

※募集・採用に関する情報等、詳しくは下記大阪市HPをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000492945.html>